

○国立大学法人琉球大学起業支援委員会規程

(平成 29 年 3 月 22 日制定)

改正 平成 30 年 3 月 30 日 令和 2 年 3 月 31 日

一年一月一日規程第一号

(設置)

第 1 条 国立大学法人琉球大学研究共創機構規則第 14 条に基づき、国立大学法人琉球大学研究共創機構(以下「機構」という。)に国立大学法人琉球大学起業支援委員会(以下「起業支援委員会」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 起業支援委員会は、国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程第 3 条第 3 項に基づき、大学発ベンチャーの認定等に関する事項を審議し、研究共創機構長(以下「機構長」という。)に報告することを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 起業支援委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学発ベンチャーの創出に向けた育成支援及び事業化に向けた起業支援に関すること。
- (2) 大学発ベンチャーにおける研究開発資金獲得及び販路開拓等に係る外部機関との連携協力に関すること。
- (3) 大学発ベンチャーの認定、認定の取消及び支援延長に関すること。
- (4) その他、大学発ベンチャーの育成、起業支援に関すること。

2 起業支援委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(組織)

第 4 条 起業支援委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人琉球大学研究共創機構規則第 4 条第 3 号又は第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる者のうち、機構長が指名する者
 - (2) 研究共創機構第 4 条第 2 項第 2 号のうち、機構長が指名する者
 - (3) その他機構長が推薦する者若干名
- 2 前項第 3 号の委員は、学内者又は学外者から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
- 3 前項の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 起業支援委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、前条第 1 項第 1 号に規定する委員をもって充て、副委員長は、委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

- 3 委員長は、起業支援委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 起業支援委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

- 3 前項による結果は、委員長から機構長へ報告する。

(秘密保持)

第7条 起業支援委員会の委員は、当該委員会で支援する大学発ベンチャーの事業内容等、委員会において知り得た事項について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。

- 2 前項にかかわらず、大学発ベンチャーの合意を得た場合は、公表することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、知創推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、起業支援委員会の運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究共創機構運営会議の議を経て機構長が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(一年一月一日規程第一号)

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。